

令和2年度 第2回 機械流通委員会議事録

開催日時 令和2年7月10日(金) 午後4時00分から

開催場所 Zoom(ズーム)Web会議

第1号議案 中古ぱちんこ遊技機の遊技くぎメンテナンスに関する件

日工組から全商協へ対して、中古ぱちんこ遊技機の遊技くぎメンテナンスに伴う運用(案)及び詳細フローが提示されており、7月中に全商協からの意見をまとめ報告することとなっている。地区遊商からの意見が求められており、委員会における意見・質問事項としては、条件の3、遊技くぎの傾きの方向及び角度の異常がメンテナンスの範囲内であること。

※遊技くぎの傾きの方向及び角度の異常がメンテナンスできないと判断した場合は、従前のとおりとする。)とあるが、「メンテナンスできないと判断した場合とは、取扱主任者の判断として良いのか」を、質問事項とすることを確認した。

第2号議案 6月29日開催「全商協」第2回機械流通委員会結果報告

1 販社間による中古遊技機の売買における残債の確認について

組合員販社間による、中古遊技機の売買における残債の確認について意見が求められ、各地区遊商からあがった意見等は下表のとおり。

1	北海道…中古の残債が無い事を確認の上、移動させる事が理想的である。どのようにして確実な確認が取れるか、例えば、中古機を売買した際の契約書で、支払い済みであることを証明するのか、または、問題が発生した際には責任を取る旨の文書を付けて流通させることが考えられる。
2	東北…委員会を開催し討議したが、継続審議となっている。
3	東日本…(1)組合で管理する (2)申請前に確認できるシステムを作る (3)ネットワークをつくり、残債がある場合債権者が登録を行い、完済され次第削除、登録中は申請が行えないようにする (4)完済証明書を添付する (5)打刻書類(コピー)に債権が無い旨の印鑑を押印し、押印の無い書類での流通を認めない事とする
4	中部…販社間同士の売買契約書の裏面に、残債のある中古機に対する支払い方法や発給方法等の特約条項を設けて、対応してはどうか。また、先に残債の有無を知る必要があるが、システム上でないと難しいのではとの意見があった。その他に、中古機流通で使用している売買契約書の複写の枚数を増やし、残債や支払い、例えば手形がいつ終了する予定なのかを記入させる等、新台メーカーの売買契約書の方式もひとつの方法ではないかと思われる。
5	関西…アナログ又はシステムで出来る事、それらがどこまで出来るのか、これから組合内で検討させていただく

6	中国…システム上で分かれば一番良いと思う。機械の売買時にFAXで書類を送ってもらい、システム上で検索をかけて残債の確認ができれば、一番効率が良いと思われる。
7	四国…これから組合内で検討させていただく
8	九州…今後の検討材料として、現状ある書類として、確認書(中古遊技機確認書)を利用した確認方法を検討した。確認書の右下に、二次移動以降使用という新たな枠を設け、確認書に書かれている遊技機に対して所有権等はありませんと記載し、組合員販社の住所と会社名、印鑑を押印し、残債が無い事を証明の上、この書類をホールに渡してはどうかと思い、本日、たたき台の資料として提示させていただいた。QRシステムを改修し、新たな枠やそれに伴う文言を印字して印刷の上、その印刷した確認書に組合員販社が印鑑を押す。その押した確認書を利用して、ホールが確認書を作成するイメージを持っている。あくまでもこの書式を利用して、作成を行ってもらう事を考えている。仮に確認書を変更するのであれば、QRシステムの改修が発生し、また、中古機流通協議会上に上程し、書式の変更について協議の上、承認を得る必要がある。

(佐々木委員長) 地区遊商で残債の情報を共有する事も重要ではあるが、地区遊商に責任が転嫁されないような方策を検討しなければならない。より良い確認方法の協議をしていきたい。

2 管理遊技機及びメダルレス遊技機への質問、懸案事項等について

全機連より、新游技機(管理遊技機、メダルレス遊技機)への質問・懸案事項等について意見が求められており、地区遊商からあがった意見は下表のとおり。

1	すでに保通協へ持ち込んでいるのか。またはいつ持ち込めるのだろうか。
2	分離タイプ(セル)なのか。
3	発売時期はいつ頃を目途にしているのか。
4	中古機流通の際の組合員販社の役割はどのような形になるのか。 事後と事前の点検確認業務や、27の点検確認項目はどうなるのか確認したい。
5	大きさや重さは、どのくらいを想定しているのか。
6	価格は概ねいくらを想定しているのか。
7	管理遊技機に繋げる各カード会社の開発の進捗状況を確認したい。 特定のカード会社だけ開発が進んで行くのか、又は全てのカード会社及びメーカーが足並みを揃えて同時に導入するのか確認したい。
8	各カード会社によって、システム使用料の違いや、専用貸出ユニットの貸出料金の違い等、カード会社によって費用帯が変わってくるのか教えてほしい。
9	枠の統一の話が出ていたが、現状ではどのように進んでいるのか確認したい。
10	管理遊技機のシステムランニングコストはどのくらいを想定しているのか。
11	出玉等の情報が流出した際の責任の所在等はどのようにお考えなのか。
12	知り得た情報が各メーカーの営業活動等に使用されないか心配である。

13	新型コロナウイルス感染拡大による影響があるのか確認したい。
14	開発途中の管理遊技機とメダルレス遊技機を見る事は可能か。

(佐々木委員長) 現行の新基準機の型式には「P」がついているが、新遊技機(管理遊技機)には「M」が付く予定であるので、全商協においてもシステムの改修が必要となる。

3 (6月19日開催)日工組営業業務部会との打ち合わせの進捗状況について

(1) 中古ぱちんこ遊技機のくぎメンテナンス及びくぎ確認シートについて

事前点検の際に遊技くぎが曲がっていた場合、メーカーに戻した上でメンテナンスをしていただいている。現在、くぎ確認シートを用いて確認を行っているため、全商協の組合員販社がメンテナンスを行えるようルール化する事ができないか、日工組へ提言を行った。結論としては、日工組の営業業務部会においてスキームの叩き台の作成に取りかかる流れとなり、引き続き検討する事になった。

また、くぎ確認シートの供給等について、各販社がメーカーから購入している事がほとんどであるため、日工組営業業務部会において、いかに早くくぎ確認シートが供給できるか、並びに価格も安価にできるか検討していただく事になった。

(2) 取扱説明書の電子化について

取扱説明書の電子化について、昨年、日工組と日電協から警察庁に要望したが、電子化による保存をするためには、法令改正を要するため、直ちに対応する事は困難であると回答があったとの報告を受けた。しかし、業界から要望があった事を受け止め、引き続き、日工組並びに日電協が警察庁へ相談をするとの事である。

(3) 電子印鑑の件について

保証書における電子印鑑について、協議を続けていきたいと日工組に報告をした。

その中で、某メーカーが電子印鑑を認めてもらうにあたり、全ての公安委員会へ説明をしに伺ったとの事であった。全商協においても、そのような事も頭に入れながら考えてはどうかと日工組より進言をいただいた。

全商協においては、仮に各公安委員会に説明する際は、8地区遊商が分担して説明するので、それほど時間はかからないのではと発言をした。電子印鑑の件については、全商協においてどのように進めていくか、継続して討議する。

4 その他

(1) 中部遊商より、申請時に添付している、2種類の設置比率の確認書について、今後も続けるのだろうかとの問いがあった。

(佐々木委員長) 全日遊連より、2種類の設置比率確認書の廃止をしたいと提案があった。今後、中古機流通協議会で協議の上、廃止に向けて正式な文書が各構成団体に发出される予定である。

(2) 今後始まる新旧遊技機設置比率明細書の運用について、申請書類1部に1枚ずつ付け

るのではなく、1ホールに対して1枚付けるような運用にしてほしいとの意見があった。
(佐々木委員長) 1ホールに対して1枚の運用が可能かどうか、中古機流通協議会での話し合いとなると思うので、頭に入れ会議に臨みたい。

第3号議案 新旧遊技機設置比率明細書(正・副)に関する件

令和2年7月13日より、営業所(ホール)が遊技機入替(新台・中古移動)の変更承認申請を行う際から、「新旧遊技機設置比率明細書(正・副)」を所轄警察署へ提出することになり、それ以降に営業所(ホール)が中古移動の依頼を行う際には、「新旧遊技機設置比率明細書(副)」の写しを地区遊商所属(全商協)の組合員販社に渡す事となった。

販社は、この新旧遊技機設置比率明細書(副)の写しを受取り、地区遊商に中古書類の申請をする際に、新旧遊技機設置比率明細書(副)の写しを添付し、申請することになった。詳細については、後日開催される全商協機械流通委員会において、改めて協議される。

第4号議案 令和2年度取扱主任者「更新時」講習会開催に関する件

本年度の開催を11月9日から13日と予定していたが、講義・講師を行う高石氏との予定が折り合わないため、11月16日から20日に変更し開催する。

以上